

要 望 書

全国市議会議長会は、令和3年度産業経済施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和2年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委員長 山 川 直 保
(郡上市議会議長)

目 次

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保…………… | 1 |
| 2 | 頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等… | 7 |
| 3 | 農業振興対策…………… | 13 |
| 4 | 林業振興対策…………… | 18 |
| 5 | 水産業振興対策…………… | 21 |
| 6 | 食の安全及び消費者の信頼確保対策…………… | 24 |
| 7 | 中小企業振興対策等…………… | 26 |
| 8 | 資源・エネルギー対策…………… | 28 |

1 地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、これを支える財源を継続的に確保することが極めて重要な課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大とも言うべき経済危機に直面し、地方税収の大幅な減収が危惧される中、地方自治体は、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、増大する財政需要に迫られている。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた関連施策の進捗状況を管理するとともに、今後の社会経済情勢の

- 進展に伴い、必要に応じて柔軟に総合戦略の見直しを行うこと。
- (2) 地方への移住・定着の推進に向けて、地方大学の振興等による地域産業の担い手づくりや高等学校の機能強化等を図るとともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むこと。
 - (3) Society 5.0の実現に向けて、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、最先端のデジタル技術等を活用すること。その際、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラの早期整備、デジタル人材など専門技術人材の育成・確保、データ活用の基盤整備などを積極的に推進すること。併せて、安全保障の観点から万全の保護が求められる情報については、法的措置を講じるとともに、必要な技術の確立やガイドラインの制定を図ること。
 - (4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続し、地域の実情に応じた主体的で息の長い取組を推進できるようにすること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。
 - (5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図ること。併せて、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、交付上限額、申請上限数の引上げなど更なる要件の緩和を検討するとともに、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方の取組を強力的に支援するため、予備費の充当も含め増

額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

(7) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

(8) 「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を間近に控え、過疎地域の現状に鑑み、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興を図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

(ア) 新たな過疎対策法においては、過疎地域が果たしている役割を評価し、過疎対策の理念を改めて確立するとともに、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含め現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、過疎地域の指定要件と指定単位については、新たな理念に基づき、支援が必要な地域がすべて対象となるよう、特段に配慮すること。

(イ) 一部過疎地域は、合併の経緯から、政令市・中核市をはじめ広域圏の核となる都市を含む多様な市町村（一部過疎市町村）に存する。一部過疎市町村では、一部過疎地域の環境整備や区域内の格差是正を図るため、種々の過疎対策に迫られている。加えて、核となる都市では、周辺市町村との広域連携に重要な役割を求められるなど財政需要が増大している。こうした実情を踏まえ、「一部過疎」の制度を継続すること。また、一部過疎市町村に対する財政力に係る基準を設定することについては十分慎重であること。

なお、基準の設定が必要と判断される場合においても、市

町村の多様性を考慮し、政令市・中核市を含む市と町村を通じて一律に適用する基準の設定は行わないこと。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への事務・権限の移譲を行うこと。その際、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。
- (2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 令和3年度税制改正について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く環境は急激に悪化し、地方税の減収など地方財源不足の大幅な拡大が危惧される。
については、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹に影響する見直

しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

また、令和3年度評価替えについては、先送りすることなく、確実に実施すること。

- (3) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 緊急経済対策により、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、令和3年3月31日まで延長されたが、更なる延長は断じて行わないこと。

また、自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。また、環境性能割の適用区分見直し等に当たっては、税制のグリーン化

機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うこと。

4 令和3年度地方財政対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が地域経済に大きな影響を及ぼし、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、地方税収の大幅な減収が危惧される。

については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策に的確に対応するため、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

2 頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

本年も、令和2年7月豪雨等により、住民の尊い生命が多数、失われるとともに、家屋などへの被害も広範囲にわたって発生している。

このため、迅速な復旧・復興対策を講じると同時に、今後の災害発生に備え、ハード・ソフト両面にわたる防災・減災対策の推進が急務である。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と、台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊、河川が氾濫した事態に鑑み、治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。

- (3) 堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため、十分な財源措置を講じること。その際、地方に対する財政支援について、十分に配慮すること。
- (4) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により実施すること。
- (5) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など、各種雪害対策の充実強化を図ること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。また、本年度までとされている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、通常予算に上乗せして別枠として事業を拡大の上、さらに5か年の延長を図ること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還

金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。

- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など、十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取り組むこと。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

4 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。また、大規模災害発生時における激甚災害指定を速やかに行うこと。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 被災した住宅の被害認定に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で定められているところであるが、浸水高や堆積土砂の深さなどについて、被害の実態を踏まえた柔軟で弾力的な運用も可能となるよう、検討を図ること。

- (3) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、適用する災害について可能な限り遡及することや上限額の引上げを検討すること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るとともに、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた支援を図ること。
- (6) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (7) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。

5 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援を図ること。また、感染

症防止に向けた強力な対策を講じること。

- (2) 洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時においては適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等については、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。
- (5) 高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難に関する個別計画を市町村が作成する際に支援措置等を講じること。また、計画作成に当たって、地域の要支援者の状況を熟知した福祉専門職員が参加するための財政支援措置等を講じること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

7 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医

療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

3 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、農業地域の振興等により農業の持続的な発展を図り、我が国の農業を再生することで、食料供給機能を向上させることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化について

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症への対応も含め、農林漁業者の資金繰りに支障を来たさないよう、一層の対策を講じるとともに、同感染症の影響を受けた農林漁業者に対する損失補償の規定を整備すること。
- (2) 認定農業者や集落営農、認定新規農業者を支援する経営所得安定対策について、必要財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。

2 農業農村整備事業関連予算の安定的確保について

- (1) 将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。

- (2) 農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

3 農業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 担い手の育成・確保対策を充実させること。特に、農業次世代人材投資資金については、必要な予算を十分に確保するとともに、所得要件を廃止するなど、交付要件を見直すこと。また、地域の実情に合わせて市町村の裁量で同事業の資金を交付できるようにすること。
- (2) 我が国の農林水産業が発展するためには、更なる輸出拡大が必要となっていることから、輸出拡大に向けた問題の解決に向け、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (3) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した、農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。
- (4) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。
- (5) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実すること。
- (6) 農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。
- (7) 耕作放棄地や荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極

的に推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生活基盤の効率的な整備の推進を図ること。

- (8) 災害復旧事業（国庫補助対象分）においては、発災から3年間で予算執行が求められているが、施工業者の不足により、被害を受けた農地や林道、農林水産業共同利用施設等の復旧工事が進まない事例も発生しているため、予算執行期限の延長措置を講じること。

4 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進について

- (1) 水田を最大限に有効活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (3) 学校や病院、高齢者施設など公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

5 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化について

- (1) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。
- (2) CSF（豚熱）をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫

等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた畜産農家等に対し、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、経営支援策を充実すること。あわせて、風評被害の防止に万全の措置を講じること。

6 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化について

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化すること。また、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。
- (3) 個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

7 TPP等関連施策の実施と予算措置について

- (1) TPP11協定、日EU・EPA及び日米貿易協定の発効並びに日英EPAへの署名に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。
- (2) 今後の米国との貿易交渉において、公正な貿易慣行を通じて、

貿易・投資が活発化し、我が国のものづくり企業の競争力強化、雇用創出につながるよう、引き続き協議を行うこと。

- (3) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる施策を、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するとともに、十分な予算措置を講じること。

8 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による農産品等の輸入規制は、日本政府の働きかけにより緩和・撤廃されつつあるものの、輸入規制を継続して措置している国・地域もあることから、風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、規制の緩和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

4 林業振興対策

我が国の林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少等による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃等が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 森林・林業基本計画に掲げる施策の具体化を図るため、必要な予算の確保を図ること。また、地球温暖化防止森林吸収源対策に係る、パリ協定を踏まえた新たな枠組みにおける必要予算の確保を図るとともに、第2約束期間の目標である年平均 52 万 ha の間伐等を着実に実施すること。
- (2) 「森林環境譲与税」については、税の主旨である奥地等条件不利地の森林整備を着実に進展させるとともに、森林を有しない自治体の緑地保全のための維持管理などにも寄与するよう、必

要に応じて見直すこと。

- (3) 林業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を充実させること。
- (4) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。

2 森林経営管理法の円滑な施行に係る支援について

森林経営管理制度に係る市町村の体制強化に向け、林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立するとともに、森林所有者の確定・境界の明確化などを図ること。

3 森林整備の拡充について

条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等により、積極的な整備の拡充を図ること。

4 森林整備による防災・減災対策の推進について

災害に強い国土を形成するために治山事業及び森林整備事業を更に強力で推進すること。

5 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化について

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実するこ

と。

- (2) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化すること。また、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。
- (3) 個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

5 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような状況の下で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 漁業者に対する経営支援策等の強化について

- (1) 水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。
- (2) 安全かつ安定した水産物供給及び国内水産物の競争力を強化し、輸出を推進するため、高度衛生管理に対応した施設整備が図られるよう、十分な水産基盤整備予算を確保すること。また、施設整備にあわせて必要となる機器等の整備費用についても、十分な財政支援を講じること。

2 水産業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を充実させること。

- (2) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業収入安定対策等の拡充強化を図ること。
- (3) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。
- (4) 我が国の農林水産業が発展するためには、更なる輸出拡大が必要となっていることから、輸出拡大に向けた問題の解決に向け、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (5) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した、農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

3 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化について
漁業経営に深刻な影響を及ぼすトドや大型クラゲなど有害生物に対する漁業被害防止対策を強化すること。

4 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による農産品等の輸入規制は、日本政府の働きかけにより緩和・撤廃されつつあるものの、輸入規制を継続して措置している国・地域

もあることから、風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、規制の緩和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

5 海洋ごみ対策について

海洋プラスチックを含む海洋ごみ対策に、国際的な関心が高まっている中、海洋生態系の保全や水産業の振興等に不可欠であることから、漁場機能の維持・回復等に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理、水産都市の漂流・漂着・海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充すること。あわせて、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等のリサイクル技術の開発・普及を促進すること。

6 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保は、国民の健康な生活の基礎をなす重要事項であるが、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼を得るための取組がより一層求められている。

また、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報社会の進展など大きく変化してきており、社会的弱者を狙った悪質商法や食品表示の偽装等による被害は跡を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、トレーサビリティシステム(生産履歴管理)、GAP(農業生産工程管理)、HACCP(危害要因分析・重要管理点)などの普及促進の支援を図ることにより、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3 消費者安心・安全確保対策の推進について

消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的かつ合理的な商品及びサービスの選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の表示など、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。

7 中小企業振興対策等

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれる中、この影響を強く受ける中小企業の経営の安定を図っていく取組が急務の課題となっている。

また、近年、課題となっている第三者を含めた後継者への事業承継など、中小企業が持つ優れた技術力や、労働者の雇用を守っていく必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症への対応も含め、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう、一層の対策を講じるとともに、同感染症の影響を受けた事業者に対する損失補償の規定を整備すること。
- (2) 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組む中小企業を支援するため、積極的な投資資金の提供をはじめとする経営支援強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- (3) 中小企業の廃業、廃業に伴う雇用の喪失は、地域経済の活力衰退を招くため、第三者を含めた後継者への事業承継を進めるとともに、事業承継にとって大きな妨げとなっている経営者保証問題の解消などをはじめとした支援策の強化を図ること。

2 地域経済の活性化のための経済対策の推進について

地域経済の活性化に十分配慮した、総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講じること。また、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。

3 地域資源の活用促進について

- (1) 地域資源の活用や中小企業者と農林水産業者の連携による「ふるさと名物応援事業」等は、地域活性化の観点からも有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度(地域ブランド)の活用促進を図ること。

4 地域商業の振興について

活力ある地域コミュニティを担う商店街等の振興のため、地域・まちなか商業活性化支援事業などの拡充強化を図ること。

5 下請け中小企業の保護について

大企業・親事業者が下請け等の事業者へ、一方的に価格などについて、しわ寄せをすることがないように、適切な措置を講じること。

8 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえた上で、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした、安定的な供給を第一に考える必要がある。

エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国においてエネルギー供給上のリスクに対応していくためには、エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化などの取組が不可欠となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 原子力発電の安全確保等について

- (1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。

また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。

- (2) 原子力事業者に対し、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

2 再生可能エネルギー関連施策の推進について

- (1) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の総合的な再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。
また、発電施設の設置・建設について支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (2) 農山漁村における再生可能エネルギーを利用した発電は、地元での使用はもとより、売電収益を地域発展に活用することも可能であることから、「循環資源活用支援事業」などによる支援策の拡充強化を図ること。
- (3) 電気の地産地消、地域内資源循環の実用を目指し、自治体主導で地域新電力会社を創設する事例が増えていることから、地域新電力会社が大手電力会社と共存できるよう、制度の改善・充実を図ること。
- (4) 公共施設等における再生可能エネルギー発電施設の導入を促進する事業の充実強化を図ること。
- (5) 再生可能エネルギー発電施設建設に関し、住民への事前の事業説明や環境調査の実施について事業者には義務付けることを含め、地元住民の合意形成を担保するほか、無秩序な開発等については罰則規定を盛り込むなど一定の規制をかけるための法整備を早急に図ること。
- (6) 省エネルギー対策を実施する中小企業に対し、省エネルギー機器の購入など、省エネルギー設備投資への財政支援を強化すること。

3 エネルギー源の多様化について

炭層メタンガス採取や石炭地下ガス化等、石炭利用を図ること。